

平成27年度第21回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：平成28年2月2日

担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線5028〕

① 件 名
石巻市震災奨学金給付にかかる対象学校の追加について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 学校教育法等の一部を改正する法律が平成27年6月24日公布され、平成28年4月1日から施行されることから、現行の「小学校」「中学校」に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定された。 【目的】 給付対象者が通学している小中学校について義務教育学校に変更となる可能性があること、あるいは給付対象者が義務教育学校に転校するなどの可能性を考慮し、対象となる学校に義務教育学校を追加する。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 学校教育法等の一部を改正する法律 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市震災復興計画
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成27年6月24日 学校教育法等の一部を改正する法律の公布
⑤主な内容
条例を改正し、義務教育学校の児童生徒も、東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金の対象とする。
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
本条例を改正し義務教育学校を追加することで、対象児童生徒が義務教育学校に在学することとなった場合にも、給付を継続することができる。
⑦他の自治体の政策との比較検討
名取市及び宮城県に確認したところ、同様に改正予定とのことである。
⑧今後の予定及び施行予定年月日
平成28年2月 第1回定例会に東日本大震災に伴う石巻市震災奨学金給付条例の一部改正案を提案 (平成28年4月1日施行)
⑨その他